

# 給水 (排水) 使用開始申込書

鯖江市長 殿

申込日 令和 年 月 日

ふりがな	
使用者	
開栓場所	鯖江市
	建物名・店舗名 棟・部屋番号
用途	1. 家庭用(清掃使用含む) 2. 営業用 3. 公共施設 4. 工事用(下水道使用 あり・なし) 5. 畑
料金支払方法	1. 納付書 2. 口座振替 3. クレジット継続
開始の理由	1. 転居・転入 2. 建物の建替 3. 建物の解体・撤去 4. その他

住民登録住所	〒	
TEL	携帯	固定

納付書送り先	1. 開栓場所 2. 住民登録住所 3. その他(送付先をご記入ください)	
	〒	
TEL	携帯	固定

令和 年 月 日 からの上記給水(排水)開始を申し込みます。

- ※ 鯖江市水道事業給水条例、鯖江市下水道条例、鯖江市農業集落排水処理施設設置および管理に関する条例が契約の内容となります。
- ※ 下水道が使用可能であれば、開始日が鯖江市下水道条例第14項第1号の規定もしくは、鯖江市農業集落排水処理施設設置および管理に関する条例第11項第1号により、使用開始日となります。
- ※ 開始作業は上記開始日の午前中に行いますが、件数が多い場合は午後までかかる場合がありますので、余裕を持った日付をご記入ください。(立会いは不要)
- ※ 開栓手数料 500円 は水道料金に含めて請求させていただきます。
- ※ 料金支払い方法にて「口座振替」を選んだ方は、鯖江市指定の金融機関に振替依頼書をご提出ください。
- ※ 料金支払い方法にて「クレジットカード継続」を選んだ方は、パソコン、スマートフォンによる、個人でのお手続きが必要となります。

量水器は私が善良な管理者の注意を持ってこれを管理し、き損、亡失による弁償はもちろん、メーターの設置場所にその点検又は機能を妨害するような物件を置き、あるいは工作物を設けるなど条例に違反したときは、これらによる復元、変更等に要する経費を請求されても異議を述べません。

・ 本人以外の方が申込み手続きをされる場合は記入してください。

申込者	氏名		
	住所	〒	
	TEL	携帯	固定

開栓作業日	開栓指針
/	m <sup>3</sup>

鯖江市上下水道お客様センター  
〒916-8666  
福井県鯖江市西山町13-1  
TEL: 0778-53-2237  
FAX: 0778-51-8160

事務処理欄				受付印
お客様No.		入	/	
メーターNo.		力		
検満		確	/	
地区	A・B	認		